

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

令和2年7月 29 日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 1件

國民年金關係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第 1900755 号
厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（国）第 2000013 号

第1 結論

昭和 53 年 * 月から昭和 57 年 3 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 33 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 53 年 * 月から昭和 57 年 3 月まで

私の母は、私が大学生になった昭和 53 年頃に私の国民年金の加入手続を行い、私が私の母のいずれかが大学を卒業するまでの期間の国民年金保険料を納付していた。請求期間が国民年金の未加入期間とされているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、大学生になった昭和 53 年頃に、母親が国民年金の加入手続を行い、自身又は母親が国民年金保険料を納付した旨主張しているが、請求者に係る国民年金手帳の記号番号（以下「国民年金番号」という。）において、オンライン記録によると、昭和 58 年 5 月 * 日付けで国民年金の任意加入被保険者資格を取得していることが確認でき、請求者が保有する年金手帳の国民年金記号番号欄に上記国民年金番号及び「A 市」と記載されている上、請求者に係る改製原附票により確認できる A 市への転居の届出日及び戸籍謄本により確認できる請求者の婚姻日は、いずれも国民年金の任意加入被保険者資格を取得した日と同日であることから、請求者が国民年金の加入手続を行ったのは、昭和 58 年 5 月 * 日であると推認でき、上記国民年金番号において、請求期間は国民年金の未加入期間とされており、国民年金保険料を納付することができない。

また、請求者は、請求期間直後に就職した際、別の年金手帳を保有していた旨陳述しているものの、社会保険オンラインシステム及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる氏名検索において、請求者に対して、上記国民年金番号とは別の国民年金番号が払い出された形跡は見当たらない上、請求者が婚姻前に居住していたとする B 市において、昭和 53 年 * 月から昭和 54 年 12 月までに払い出された国民年金番号について、国民年金手帳記号番号払出簿の目視確認を行ったが、請求者の氏名（旧姓を含む。）を確認することはできなかった。

さらに、請求者は、請求者の母親は高齢により請求期間当時のことを見取ることはできな

い旨陳述していることから、請求者の国民年金に係る加入手続及び保険料納付について確認することができない。

そのほか、請求者が、請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、請求期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。